別表三の表中

（ふりがな） 代表者 記名押印

を

（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者 記名押印

に、

（ふりがな） 代表者

を

（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者

に改め、同表の記載要領第１号中「及び次号」を削り、同第１号を削り、同第二号を同第一号とし、同第四号を同第三号とし、同第五号中「欄の記載に当たっては」を「欄は」に、「ところによる」を「金額を記載する」に改め、同号(1)中「、第42条の12の３第５項」を削り、「第63条第１項」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)において「令和３年旧措置法」という。）第42条の12の３第５項」を、「第42条の５第５項、」を「第42条の５第５項若しくは」に改め、「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)において「平成27年旧措置法」という。）第42条の４第11項」、「令和元年10月１日以後に開始する前課税事業年度にあっては」及び「を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあっては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」を削り、「第68条の15の４第５項」の次に「、令和３年旧措置法第68条の15の４第５項」を、「若しくは平成28年旧措置法」に改め、「若しくは平成27年旧措置法第68条の９第11項」、「令和元年10月１日以後に開始する前課税事業年度にあっては」及び「を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあっては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」を削り、同号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。

別表四の表中

（ふりがな） 代表者 記名押印

を

（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者 記名押印

に、

（ふりがな） 代表者

を

（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者

に改め、同表の記載要領第１号中「次号及び第４号」を「第３号」に改め、同第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号を同第三号とする。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表一から別表二付表までの書式は、令和三年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

３　次の各号に掲げる書式により令和三年四月一日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税について同日以後に地方法人税確定申告書（当該地方法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）の提出をする場合には、当該各号に定めるところによる。

一　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の地方法人税法施行規則別表一の書式又は地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第三十二号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の地方法人税法施行規則別表一の書式　これらの表の表中

（ふりがな） 代表者 記名押印

とあるのは

（ふりがな） 代表者

とし、同表の表中

（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者 記名押印

とあるのは

（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者

とする。

二　地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十六号。以下「平成三十年改正規則」という。）附則第二項その他これに類する地方法人税法施行規則別表の書式を改正する省令の経過措置を定める規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの省令による改正前の地方法人税法施行規則別表一の書式（前号に掲げる書式を除く。）　平成三十年改正規則附則第三項の規定にかかわらず、同表の表中

（ふりがな） 代表者 自署押印

とあるのは

（ふりがな） 代表者

とし、同表の表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。

４　新規則別表三の書式は、令和三年四月一日以後に提出する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用し、同日前に提出した地方法人税中間申告書に係る地方法人税については、なお従前の例による。